



弁護士 平野剛
杜若経営法律事務所

Vol.6

★従業員とのスマホでのメッセージのやりとり

弁護士の平野剛です。今回は、代表者が従業員との間でスマホでのメッセージのやりとりを多数回にわたって繰り返したことが不法行為に該当すると判断された裁判例(旭川地裁令和3年3月30日判決)をご紹介します。

1 事案の概要

この事件は小規模な事業所における紛争で、代表者である被告Y、労働者としてYの妻A、B及び原告X(女性)の3名、計4名体制で事業所を運営していました。

Yは前任者から引き継ぐ形で事業所を運営するようになりましたが、引き継ぐ以前からBとXとの関係がうまく行っていないという事情がありました。

Yは、●年8月中旬、Xにスマホのメッセージ送受信のアプリをインストールしてもらい、Xとの間で、8月下旬から10月下旬にかけてほぼ毎日メッセージ等の送受信を行いました。メッセージ等の中には業務に関するもの(Bへの愚痴を含む)や謝意を述べるもののほか、業務とは無関係のものも多数含まれていました。業務外のメッセージ等の中には、恋愛感情や性的な内容を示したものはなかったものの、食事の写真や動物のキャラクターが抱き合っているイラストなどもありました。

Yは、XとBとの関係がうまく行っていないこともあり、業務終了後にXと食事をしながら話をするのが2度ありました。しかし、9月下旬にYが3度目の食事に誘った際に、Xは交際者がいることを打ち明けて「職場関係といっても、

やはり心配をかけているみたいで、お誘いいただいて申し訳ないんですが」というメッセージを送りました。

10月中旬、Xの子がXのスマホを時々使用していることを知ったYはXとの間で、「Y:『このメッセージ、大丈夫なんでしょうか』」、「X:『大丈夫だと思います』『なんか、彼の方が気になっているみたいですね』」、「Y:『迷惑をかけるように気をつけますね』」というメッセージの送受信をし、以後に送信するのは業務に関連するものが主体となり、送信の頻度も徐々に減り、11月中旬を最後にメッセージの送信はなくなりました。

2 裁判所の判断

訴訟では、XはYによる各種のセクハラ行為があったと主張しました。裁判所は、Xが主張したセクハラ行為のうち、身体接触、つきまとい行為、会食に誘った行為については不法行為に当たるほどのものがあったとは認めませんでした。スマホによるメッセージの送信については不法行為と認め、慰謝料等22万円の支払いを命じました。

判決では、送信したメッセージ等の内容自体について、「恋愛感情を示したり、性的な内容を述べたりするものはなく、・・・動物を模したキャラクター同士が抱き合っているものや、ハートマークが使用されているものも含まれていたが、そのようなイラストが恋愛関係にない知人間で用いられることが明らかに不適切と評価されるとまではいえず、内容を個々に取り上げてみた場合には、直ちに

使用者として明らかに不適切なメッセージ等を送信したとは言えない」と述べました。

しかし、裁判所は、以下の事情に照らして、職場内の親睦を図るという趣旨があるとしても、社会通念上、相当な範囲を逸脱していると評価しました。

- ・ 8月下旬から10月下旬にかけて、ほぼ毎日のように多数のメッセージ等を送信し、業務とはおよそ無関係なものが多数含まれていたこと
- ・ 1日を除いてYからメッセージ等の送信を開始していたこと
- ・ 平日は大部分が業務時間外に送信され、休日の午前4時台に送信されたり、夜間、Yが飲酒した上で送信されたりすることもあったこと

裁判所は、「被告は、遅くとも原告から交際相手が心配していることを理由に会食の誘いを断られた時点で、被告の言動が原告にとって迷惑であり、性的な嫌悪感を含む精神的苦痛を生じさせるものであることを認識し得たといえ、使用者として、これを認識し、業務上の必要性に乏しいメッセージ等の送信を控えるべき注意義務を負っていた」という見解を示しました。

そのうえで、「会食の誘いを断られた後も、原告に対するメッセージ等の送信を続けており、被告によるメッセージ等の送信を全体としてみれば、社会通念上許容される限度を超えて、原告に対する精神的苦痛を与えたと評価され、その人格権を侵害するものとして不法行為に該当する」と判断しました。

3 使用者側では青天の霹靂？

理屈の上では、会食の誘いを断ったからといって、メッセージのやりとりを嫌がっているとは限らず、誘いを断られた

後はメッセージの送信を控えるべき義務を負うというのは疑問です。ただ、不法行為に当たるかどうかは別として、平日の夜間や休日の早朝に多数のメッセージを送信したのは適切さを欠くことは否めません。

本件の判決に添付されたメッセージのやりとりを見る限り、Yは、ハラスメントと評価される内容のものを送っておらず、Xの返信内容からも、メッセージのやり取り自体を嫌がっていると窺われるようなものはなく、会食を断られた後も同様でした。おそらく、Yは、会食を断られた後においても、自らがXとのメッセージを控えるべき義務を負っている状態にあるとは到底思いもつかなかったのではないかと思います。

一方で、判決文によると、スマホのアプリでのメッセージのやり取りを始めた当初から、Xは交際者に対し、Yとのメッセージのやり取りを必ずしも快く思わない趣旨の思いを伝えていました。

表面上良好にメッセージのやり取りがなされていて、Yの誘いに対しても拒否反応が示されていない段階で、Xがメッセージのやり取りをすること自体を快く思っていないと気付くことは非常に難しいと感じました。Yも、裁判でまさかそのような証拠が出てくるとは思っていなかったのではないかと思います。

使用者や上司の立場にある側では、発想を変えて、労働者や部下の側では使用者や上司との間でスマホで業務から離れた内容のやり取りをすることについて快く思わない人もいるということを肝に銘じ、目の前にいる部下や労働者もそのような人かもしれないということを念頭に置いて接しなければならないということを改めて痛感しました。